

不適正経理に係る改善・再発防止策の進捗状況（平成21年7月末現在）

【全25項目については、すべて着手済である。】

① 職員の意識改革

1 人事課による研修の充実

平成21年6月以降、「人事課倫理研修」を「コンプライアンス研修」に改称し、公務員倫理に加えて幅広く法令遵守に関する内容を含む研修を実施。

2 部局職場研修の支援

平成21年7月末までに、12回の部局・職場研修に職員を派遣して研修を実施。

3 研修所研修の充実

平成21年4月以降、自治研修所が新規採用職員から管理職に至る職員全般を対象として実施している階層別研修において、コンプライアンス科目を新設。

4 出納事務局による研修の実施

平成21年4月及び5月に、新任の出納員及び財務会計担当者を対象に、不適正な経理処理の再発防止等に関する研修を実施。

5 公益通報制度の職員への周知徹底

コンプライアンス研修及び部局研修で公益通報制度について周知徹底。

② 物品調達体制の見直し

1 納品書の聴取、保存

平成20年11月から、納品書を徴取し、支出金調書に添付して保存。

2 受領印の押印

平成20年11月から、納品書の余白に、物品受領職員が受領印を押印し、責任を明確化。

3 計画的な物品の購入

平成20年11月から、物品購入時に在庫数量を確認し、発注伺い文書に付記。

4 契約状況の確認強化

平成20年11月から、物品購入業者別及び品名別に集計したものを四半期毎、年度毎に確認（平成20年度第一四半期分から実施）。

5 物品調達体制の拠点化

平成21年4月から、出納事務局に調達課を設置した上で、7月から、地方機関の物品調達事務を尾張、西三河及び東三河の3か所の調達拠点で行うよう改善。

6 契約制度の見直し

平成21年4月から、一者見積で随意契約できる限度額を「10万円以下」から「3万円未満」に引き下げ。

7 電子調達システムを用いたオープンカウンタ（公開見積競争）の利用拡大

平成21年4月から、オープンカウンタの利用を「10万円超」から「3万円以上」に拡大。

③ 予算執行等の見直し

1 執行における不測の事態への対応

平成20年度から、年度途中の予算執行において不測の事態が発生し、やむを得ない事情の場合は予算の流用制度を活用することを徹底。

2 当初予算の事務費の各部局への配当

平成21年度予算から、総務部は当初予算の事務費について、公共事業、単独事業などすべての事業について年間執行計画の予定が立てられるよう、4月1日に年間分の「90%」を配当。

3 当初予算の各部局の事務費のうち所管する地方機関への配分

平成 21 年度予算から、各部局は当初予算の事務費について、公共事業、単独事業などすべての事業について地方機関の年間執行計画の予定が立てられるよう、4 月 1 日に年間分の「90%」を配分。

4 予算執行の実績を踏まえた地方機関への予算配分の見直し

平成 21 年度執行から、各部局主管課は定期的に地方機関における予算の年間執行計画と実績の把握を行い、大きなかい離を生じるなど年度末までの予算執行に支障が生じるおそれがある場合は、予め年度の途中において、配分見直しを実施。

5 予算執行時の国庫補助事業と単県事業の執行区分を明確化

平成 21 年度執行から、本庁、地方機関が国庫補助事業と単県事業ごとに予算差引簿を活用して執行区分の明確化を徹底。

④ 内部統制の強化

1 会計指導検査の強化

平成 21 年度から、会計指導検査において、業者帳簿との照合や物品の在庫状況等の検査を実施するとともに、一部の検査において、抜き打ち検査を実施。

2 監査委員の増員

平成 21 年 4 月から、監査委員 1 名（公認会計士）を増員して 5 名体制とし、監査体制を強化。

3 監査委員事務局監査の強化と外部専門家との協働

平成 20 年 11 月から、監査委員事務局監査において、業者帳簿との照合や物品の現物確認など実効性のある監査を実施するとともに、平成 21 年度から、監査委員事務局監査と外部専門家との協働を図るため、委託先の監査法人等について選定中。

4 人事課による監察の強化

平成 21 年 4 月に、人事課監察室を設置して、コンプライアンス意識の徹底等を図るとともに、全機関の監察を実施。

⑤ その他

1 人事交流の促進

平成 21 年度人事異動から、全職級における本庁、地方機関、部局間の人事異動を促進するとともに、物品調達担当者は 3 年で異動させ、異動後は原則として 2 年間は経理事務に従事させない。

2 諸基準の策定、見直し

平成 21 年 1 月から、被服等貸与品の整理簿による管理を徹底。

3 改善策の効果の点検・確認

平成 21 年度から、経理適正化の実施状況について、経理適正化推進チームによる点検・確認及び経理適正化外部委員会による検証を実施。

4 国庫補助制度のあり方についての国への要望

平成 21 年 2 月及び 7 月、国庫補助事業の事務費に占める人件費比率の弾力的な運用及び補助対象の明確化について国へ要望。